

基本計画第 2 期（岐阜県山県市）

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

（1）促進区域

設定する区域は、令和 5 年 10 月 1 日現在における岐阜県山県市の行政区域とする。
概ねの面積は、約 22, 198 ヘクタール（山県市面積）である。

自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅の怖れのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区は、本促進区域には存在しない。本促進区域には、自然公園法に規定する国立公園・国定公園・県立自然公園、自然環境保全法に規定する自然環境保全地域及び自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域は存在しない。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、その他環境保全上重要な地域（環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生息域等）については、その促進区域に含まれるため、8 において環境保全のために配慮を行う事項で記載する。**別紙 山県市全図 p 11**

（2）地域の特色（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

山県市は、南部を県都岐阜市、北東部を関市、北西部を本巣市と 3 市に接している。地理的には、北部の日永岳（標高 1, 216 メートル）を最高峰に 1, 000m 級の山地地帯と、南部に 200m 級の連峰に囲まれた盆地状態の平坦地が濃尾平野へと続いており、山間に沿って長良川支流の武儀川、鳥羽川及び伊自良川が流れ、水資源が豊富である。

水稻・露地野菜・林業・養蚕などの伝統産業で発展してきた山県市は、現在では、繊維加工産業に加え、先端技術を導入した水栓バルブ製造、樹脂加工製造及び木製品加工製造の他、養鶏や肉用牛、酪農及び養豚などの畜産業や、花きや果樹などの農業が盛んに行われている。特に、岐阜県の水栓バルブの製造品出荷額は全国の約 4 割を占め、全国シェアもナンバー 1 である。山県市は「水栓バルブ発祥の地」であり、水栓バルブ製造は地域経済を牽引する主要産業であるとともに地場産業であり、地域雇用の受け皿として大きな役割を担っている。

交通インフラでは、市中心部からバスと鉄道を利用し、東海旅客鉄道（以下、J R）岐阜駅を經由して J R 名古屋駅へは約 1 時間、J R 東京駅へは約 3 時間で移動が可能である。また、令和 2 年には東海環状自動車道山県インターチェンジが開通し、併せて国道 256 号バイパス新設工事も進められている。また、地域公共交通のハブとして山県バスターミナルが令和 3 年に供用開始し、人と物の流れが大きく変化しつつある。

山県市の人口は 25, 280 人（令和 2 年国勢調査）で、平成 7 年まで人口増加が続いていたが、それ以降は減少し続けている。山県市の合計特殊出生率は 1. 10 人（令和 2 年）となっており、この 5 年（平成 27 年→令和 2 年）で、0 歳から 14 歳までの子ども人口

が 439 人減少し、15 歳から 64 歳の生産年齢人口も 1,983 人減少する一方、65 歳以上の高齢者人口は 571 人増加しており、高齢化率も全国平均を上回る 36.1%である。特に生産年齢人口の減少が著しく、製造業が山口市北部に集積している地理的要因もあって、企業は従業員確保に苦労している現状があるため、企業が持続的に発展し事業を拡大していくためにも、人員確保対策が急務の課題である。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

当該地域は、従業者数の約 5 割 (3,705 人/8,096 人、出典：RESAS 平成 26 年総務省「経済センサス-基礎調査」再編加工、平成 28 年総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」再編加工)、売上高の約 6 割 (72,470 百万円/116,240 百万円、出典：RESAS 平成 28 年総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」再編加工)、付加価値額の約 5 割 (16,110 百万円/29,822 百万円、出典：RESAS 平成 28 年総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」再編加工) が製造業であり、製造業を中心とした経済構造を形成している。高い金属加工技術等を伴った企業が集積していることを背景に、成長性の高い新事業への参入や、I o T や伝統産業などの他業種連携による新たなライフスタイルを提案する製品の開発、医療やヘルスケアなど新領域事業への参入などを後押しするとともに、カーボンニュートラルの取組による創エネやハイブリッド設備機械の導入による省エネ、製品製造工程をすべて内製化することで原材料からのリサイクル向上に努めることなどにより生産性改革を進め、質の高い雇用の創出を行う。

また、製造業における質の高い雇用の創出が、域内の従業者数の約 4 割 (2,946 人/8,096 人、出典：RESAS 平成 26 年総務省「経済センサス-基礎調査」再編加工、平成 28 年総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」再編加工) を占める医療・福祉・卸売・小売、サービス業等の地域内の他の産業にも高い経済波及効果をもたらすよう、地域外との取引で獲得した需要が従業者の給与増を通じて地域内で好循環する状況を目指す。

(2) 経済的効果の目標

1 件あたり 186 百万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を少なくとも 15 件創出し、これに経済波及効果 1.32 を乗じた約 36.8 億円の付加価値創出を目指す。

KPI として、地域経済牽引事業の平均付加価値額、地域経済牽引事業の新規事業件数を設定する。

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	2,919 百万円	3,683 百万円	26.2%

＊算定根拠 2,919 百万円（令和 4 年度地域経済牽引事業実績集計値）
3,683 百万円（186,024 千円＊15 件＊1.32）

【任意記載の K P I】

	現状	計画終了後	伸び率
地域経済牽引事業の 平均付加価値額	169 百万円	186 百万円	10.1%
地域経済牽引事業の 新規事業件数	15 件	30 件	100%

＊算定根拠 169 百万円（令和 4 年度地域経済牽引事業実績主要平均
値）
186 百万円（169,313 千円＊1.0987（付加価値創出額 5 年
伸率実績値））

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本基本計画において、地域経済牽引事業とは、以下の（１）から（３）の要件を全て満たす事業をいう。

（１）地域の特性の活用

「５ 地域経済牽引事業の促進にあたって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性の活用戦略に沿った事業であること。

（２）高い付加価値の創出

事業計画期間を通じた地域経済事業による付加価値増加分が、4,248 万円（岐阜県の 1 事業所当たりの平均付加価値額（出典：令和 3 年度経済センサス活動調査）を上回ること。

（３）地域の事業者に対する相当の経済的効果

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ① 促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で 11%増加すること。
- ② 促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で 8%増加すること。
- ③ 促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で 12%増加すること。

なお、（２）（３）については、地域経済県事業計画の計画期間が 5 年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

無

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

① 山県市内の水栓バルブ製造の産業集積を活用した成長ものづくり分野

(2) 選定の理由

① 山県市内の水栓バルブ製造の産業集積を活用した成長ものづくり分野

本地域を含む岐阜県は、水栓バルブ製品の製造品出荷額は全国の約 4 割（448 億円 / 1,181 億円、出典：H18(2006)東京商工リサーチ岐阜支店調べ）を占め全国シェアもナンバー 1 である。山県市は水栓バルブ製造の関連企業が市内及び周辺も含め約 100 社集積している国内屈指の生産地であり、水栓バルブ業界ではトップランナーの位置にある。山県市は水栓バルブ製造が基幹産業であり、製造業のうち、水栓バルブ関係製品を製造するはん用機械器具製造業が売上高 22,241 百万円（出典：RESAS 平成 28 年総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」）で最大業種であり、売上高の約 2 割（22,241 百万円 / 116,241 百万円、出典：RESAS 平成 28 年総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」再編加工）を占める一方で、はん用機械器具製造業の常用従業員数は約 1 割（646 人 / 8,096 人、出典：RESAS 平成 28 年総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」再編加工）と、水栓バルブ製造業が高い労働生産性を叩き出していることを示している。

起源は、金属加工を学んだ方が戦時中に故郷である山県市美山地域に水栓バルブの製造工場を立ち上げたことに始まり、それまで養蚕や手すき紙が産業の中心であったが、加工技術が継承され広がり地場産業として根付き、戦後復興景気や高度経済成長のなか水栓バルブ製造事業が大きく拡大し海外進出も果たすなど、「水栓バルブ発祥の地」としての歴史がある。

水栓バルブ製造は、鋳造・切削・研磨・メッキ処理・組立工程など製作工程が山県市地域内の企業群で完結する協業生産体制が取られ、製品の協同製造による工程加速化や流通コスト低減による製品コスト低廉化など、山県市地域に企業群が集積することが製品製造の大きな強みである。

従来、製品の販売先は大手住宅機器メーカーへの卸売り（BtoB）のみだったが、節水効果を高めた製品を新たに開発し、一般消費者へ直接販売（BtoC）に乗り出し、新たな需要を喚起している。現在、山県市地域内の企業群は原料調達から製造、一般消費者への直接販売までを手がける一大バリューチェーンを形成する新たな段階へ移行している。

近年、カーボンニュートラルの取組が進む中、充電用電源設備と水栓バルブを融合させた新たなライフスタイルを提案する製品や岐阜県の伝統産業とコラボした製品など他業種連携により開発するとともに、技術開発により洗浄効果や美容効果を高めた製品を開発し、更にそれら技術を応用して医療やヘルスケアなどの新領域の分野へ事業参入するなど、今までにない新たな市場を開拓し新領域での事業拡大が見込まれ、今後地域経済を牽引していく産業として発展が大いに期待できる。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の特性を生かして、「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」に記載した産業分野の振興のためには、地域の事業者及び新たに当該地域に立地する事業者のニーズをしっかりと把握し、適切に事業環境の整備を行っていく必要がある。

各種事業環境整備にあたっては、山県市商工会、企業等と意見交換を行い、事業者ニーズを踏まえた「岐阜県経済・雇用再生戦略」（令和5年3月策定）を踏まえるとともに、国の支援策・県市の事業も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や山県市にしかない強みを創出する。

(2) 制度の整備に関する事項

①固定資産税の減免措置

山県市では活発な設備投資が実施されるよう、一定の条件を課した上で、家屋や償却資産などの固定資産税を3年間全額減免措置する条例を平成29年度に制定した。

②地方創生関係施策

デジタル田園都市国家構想交付金を活用し、成長ものづくり分野の水栓バルブ製造関連産業に対し、適宜支援事業を展開予定

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

岐阜県では、オープンデータの取組みを推進し、データ提供とデータ活用の好循環を加速化していくため、官民データ活用推進基本法に基づき、令和元年10月に「岐阜県官民データ活用推進計画」を策定。いつでも必要なデータを活用可能にオープンデータの拡充とデータ提供環境の整備を「岐阜県オープンデータカタログサイト」（データセット1,217件公開 令和5年3月31日現在）にて進めている。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

①相談窓口の設置

山口市まちづくり・企業支援課内、山口市商工会内、岐阜県商工労働部企業誘致課内に事業者の抱える課題解決のための相談窓口を設置する。事業者からの幅広い事業環境整備の提案に対応するために、県内の支援機関と連携してワンストップで対応できる体制を整備する。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

①産業用地の確保に向けた支援

工場を築造する場合は、工場用地の紹介から接続道路の整備、上下水道の敷設工事まで山口市が主体となって関係機関との調整を含め、企業と協議して進める。

②G Xの促進支援

山口市は令和4年6月に「マイナスカーボンシティ宣言」をし、令和5年5月にはカーボンニュートラルに取り組む一般社団法人オルタス山県と協定を締結した。また、令和5年度に地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の重点対策加速化事業に採択され、オルタス山県を軸に企業が連携し地域脱炭素に取り組み、G Xを民間主導で推進する。

③人材確保に向けた支援

岐阜県では、県内企業の人材確保を総合的に支援するために、平成29年に「岐阜県中小企業総合人材確保センター」を設置し、企業の採用力向上、人材獲得のチャンス創出、学生への魅力PR機会の提供などを通じて、企業の人材確保を支援している。

本計画に基づく地域経牽引事業においては、多数の新規雇用が見込まれるため、センターとの連携を強化する。また、業界において人手不足が厳しい状況にあり、人材確保・人材育成・人材定着に向けた取組を推進する。

④D Xの促進支援

岐阜県では、県内企業のD Xを推進し企業が生産性向上や技術開発、新商品・新サービス創出することを目的に、県内企業・大学・公益財団法人ソフトピアジャパン等の産学官が連携した「岐阜県D X推進コンソーシアム」が令和5年4月に設置された。(岐阜県IoTコンソーシアムから名称変更)

本計画に基づく地域牽引事業のデジタル化やD Xの促進において、生産性向上や新事業展開、人材育成などにおいて連携して取り組む。

(6) 実施スケジュール

取組事項	令和6年度	令和7～9年度	令和10年度 (最終年度)
【制度の整備】			
①固定資産の減免措置	運用	運用	運用
②デジタル田園都市国家構想交付金	適宜対応	適宜対応	適宜対応

の活用			
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
①岐阜県オープンカタログデータサイトの公開	運用	運用	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
①相談窓口の設置	運用	運用	運用
【その他】			
①インフラの整備	運用	運用	運用
②GXの推進	運用	運用	運用
③岐阜県中小企業総合人材確保センターの設置	運用	運用	運用
④岐阜県DX推進コンソーシアムの設置	運用	運用	運用

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

山県市における地域経済牽引事業の促進にあたっては、岐阜県の産学金官が連携して支援を行う。岐阜県が設置する次の（公財）岐阜県産業経済振興センター等と連携して支援を行う。

このため、岐阜県と山県市では、本基本計画に基づく地域経済牽引事業推進のための連携を密にし、調整を行う。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①公益財団法人岐阜県産業経済振興センター

岐阜県の産業振興を目的に、販売促進・販路開拓、起業支援、新技術・新工法・新商品開発等による新事業創出、地場産業情報の収集提供等の支援事業を行っている。さらに、経営及び技術に関する相談機能も充実しており、よろず支援拠点コーディネーターやモノづくりコーディネーター等、幅広い専門家を配置し、あらゆる経営相談に対応する。

②岐阜県産業技術総合センター

機械、金属、化学をはじめとする各分野から成長分野（航空機・次世代自動車など）まで、蓄積してきた保有技術の高度化と融合化を図り、また産学官の連携を密にして、効率的な研究開発と成果の技術移転に取り組むとともに、現場支援・技術相

- 談・人材育成・情報提供等を通じて企業の技術向上を目指した技術支援を行う。
- ③岐阜県生活技術研究所
- 生活技術研究所では、住宅建材や家具製品などの地場産業の振興を目的として、新材料・新製品の研究と技術支援を実施する。
- 具体的には、材料開発分野において、木質系材料の加工技術や評価技術を基盤とした研究を、また、製品企画分野においては、木製家具において蓄積した人間工学的評価を基盤として、福祉用具やその他の生活製品に対しても研究の幅を広げ、「産学官＋民」が連携して、先進的かつ効率的に進めることにより技術移転を行う。
- ④岐阜県食品科学研究所
- ライフサイエンス分野（医薬獣農工）の一大クラスターを形成している岐阜大学エリア内の中心に位置し、学官が一丸となって食品化学分野に関する先端的な研究開発や企業の製品開発等を促進するとともに、地域食材等を活かした研究開発、人材育成等を行い、地域の食品産業及び関連企業等の支援を行う。
- ⑤国立大学法人東海国立大学機構岐阜大学
- 岐阜大学においては、産業界や企業支援機関との連携について学内に学術研究・産官学連携推進本部を設置し、総合的に実施している。同本部では、新技術開発や生産技術の改善、知的財産マネジメント、共同研究等の情報提供などを行う。
- ⑥株式会社日本政策金融公庫（岐阜支店）
- 日本政策金融公庫において取り組んでいる中小企業向けの支援施策（貸付けや情報提供など）を最大限に活用して、地域経済牽引事業計画実施企業を支援していく。
- ⑦ソフトピアジャパン
- 岐阜県の進める、情報産業を育成、振興、集積するための中核拠点。
- 拠点としてのソフトピアジャパンを中心に、（公財）ソフトピアジャパンがIT関連企業の集積や優れた情報基盤を生かして、地域産業の高度化を担う人材を育成・供給している。また、ITやIoTによる生産性向上や商品の競争力向上の支援を通じ、DXを促進している。
- ⑧テクノプラザ
- ものづくり企業のほか航空宇宙など成長産業分野等の開発支援機関、産業人材育成機関が集積するものづくり産業の総合支援拠点。
- テクノプラザものづくり支援センター本館は、県有施設と第三セクター（株式会社VRテクノセンター）の所有施設からなる合築施設で、ものづくり企業の開発を支援する様々な機関が入居するほか、貸オフィスによるものづくり産業などのスタートアップ企業等の集積、産学官の交流及び企業等の活動の場を提供している。
- また、第一別館では、DX、ロボット技術の活用、航空機部材の製造・検査、医療・福祉機器開発等、先進技術の活用や成長産業向けの研修等を実施しており、ものづくり産業の次世代を担う人材育成等を支援している。

⑨岐阜県中小企業総合人材確保センター

県内企業の人材確保を支援するために、企業の採用力向上や、人材確保の機会創出、学生への魅力PR機会の提供などを通じて、総合的に支援する。さらに、産学金官と連携し、県内大学の学生の県内企業への就職、定着を強力に支援する。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう配慮し、環境関連法の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、事業活動においては環境保全に配慮し、地域社会との調和を図る。

特に大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、事業活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて企業・行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

また、廃棄物の軽減、リサイクルの積極的な推進及び自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、その他環境保全上重要な地域（環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生息域等）については、その区域に含まれるため、当該区域で地域経済牽引事業を実施する場合には、これら多様な野生動植物の生息・生育に十分配慮し、希少種が確認された場合には、自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の意見を聞くなどして、生息等への影響がないよう十分に配慮していく。

(2) 安全な住民生活の保全

犯罪の起こりにくいまちづくりを推進し、市民が安全に安心して暮らせることができる社会の実現を図る。

特に、地域経済牽引事業の実施によって犯罪及び事故を増加させ、または地域の安全と平穏を害することのないよう、山県市及び岐阜県は次のことを推進または促進する。

- ・事業所付近で地域住民が犯罪被害にあわないように、防犯灯の設置等を進めること。
- ・道路、公園、事業所等における植栽の適切な配置及び剪定により、見通しを確保するほか、空き地等が夜間において地域住民に迷惑を及ぼす行為に利用されないよう、管理を徹底する等防犯に配慮した施設の整備及び管理をすること。

- ・交通事故を防止するために、歩道やガードレールを設置したり、歩道と車道を分離するなど交通安全施設の整備を進めること。
- ・警察、事業者及び地域住民と連携し、協働した防犯活動と地域住民に対する支援をすること。
- ・従業員の遵法意識の高揚と従業員、顧客等が犯罪の被害にあわないための指導をするよう事業者を促すこと。
- ・犯罪や事故の防止、地域の安全確保のために必要な経費等の援助に配慮をすること。
- ・外国人を雇用しようとする際には、旅券等により、個人を確認するとともに、当該外国人の就労資格の有無を確認する等、事業者が必要な措置を取るよう促すこと。
- ・事業者が地域経済牽引事業を実施する際には、必要に応じて地元説明会を行うなど地域と連携して事業を実施すること。
- ・事件又は事故の発生時における迅速な警察への連絡体制を整備するとともに、捜査へ協力をするよう事業者を促すこと。
- ・事業者が地域経済牽引事業を実施する際には、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及び、岐阜県暴力団排除条例に則り、暴力団員等に不当な利益を得させることがないよう、事業者を促すこと。

(3) その他

①PDCA体制の整備

毎年度9月までに、承認地域経済牽引事業計画の進捗状況及び事業結果を調査し、基本計画の進捗状況をフォローアップする等のPDCAサイクルを実施し、必要に応じて、基本計画の見直しを行う。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

無

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和10年度末日までとする。

山県市基本計画に基づき法第11条第3項の規定による同意（法第12条第1項の規定による変更の同意を含む。）を受けた土地利用調整計画に関する変更の同意及び法第13条第4項の規定による承認（法第14条第3項の規定による変更の承認を含む。）を受けた承認地域経済牽引事業計画に関する変更の承認及び承認の取消しについて、当該同意基本計画の失効後も、なお従前の例による。

「別紙地図」 山口市全域（促進区域）

